学校施設の開放の手引き

令和３年度版

東浦町教育委員会

スポーツ課

1　趣旨

町民の皆さまの健康の保持増進、体力の向上を図るため、スポーツ活動の場として、学校の体育施設を支障のない範囲で開放しています。

学校開放協力校

学　校　名	施　設　名	曜　日	施設利用時間
藤江小学校 生路小学校 片葩小学校 石浜西小学校 緒川小学校 卯ノ里小学校 森岡小学校 東浦中学校 北部中学校 西部中学校	グラウンド	土・日・祝	午　前　5　時　～　午後9時30分
		平　日	午後6時30分　～　午後9時30分
	体　育　館	土・日・祝	午　前　9　時　～　午後9時30分
		平　日	午後6時30分　～　午後9時30分

※　年末年始（12月28日～1月4日）を除く。
※　各学校の都合により、利用時間が異なる場合があります。
※　許可された時間内に活動を終え、
速やかに学校敷地内から出てください。

2　団体の登録

利用を希望する団体は、毎年度、登録または更新をしてください。次の対象の条件を満たしたうえ、登録する年度の前年度の指定の期日までに提出してください。

※団体登録更新時に代表者の変更がある団体は、団体内での引き継ぎの徹底をしてください。

団体登録対象の条件

（１）10 人以上で活動のできる団体であること。
（２）登録者の８割以上が東浦町に在住、在勤または在学していること。
（３）責任者が成人(20 才以上)であること。
（４）傷害保険(個人・団体は不問)に加入していること。

必要書類

ア　様式１「開放施設利用団体登録申請書」…１部
イ　様式２「開放施設利用団体登録者名簿」…１部
ウ　様式６「開放施設利用計画書」　　…１部
エ　傷害保険加入の写し(コピー)　　…全員分

＊ア～ウの様式はスポーツ課(町体育館)で配布します。
＊町ホームページ　スポーツ課からダウンロードもできます。

書類の流れ

スポーツ課へ提出
↓
審　査
↓
開放施設登録・許可証(様式５・７)を交付
・学校開放運営連絡会(毎年４月を予定)にてお渡します。
・この許可証は、登録された施設でのみ有効です。
・施設を利用する際には携帯してください。

３　利用の手続き

利用希望月の前月中に利用申請書と使用料を町体育館に提出し、許可を得てください。(お支払いがない場合、次の月の利用ができません。)

一度お支払いただいた使用料については、やむを得ず利用ができなくなった場合（学校側の諸事情、警報発令）を除き、返還できません。

使用料

施設名	使用料	備　　考
体育館	１回につき　３００円	利用区分　9：00～13：00
武道場	１回につき　１５０円	13：00～17：00
飛翔館	１回につき　１５０円	17：00～21：30

※グラウンドの利用は無料

北部・西部中学校の運動場夜間照明

・北部中学校の申し込みは、町体育館で申請
・西部中学校の申し込みは、西部ふれあいセンターで申請

※雨天及び天候不良で利用を中止する場合は、各申請施設に利用前に必ず連絡してください。また、利用時間中に天候不良となった場合は、中止した時点で連絡してください。

夜間照明使用料

北部・西部中学校ともに　**最初の１時間まで 2,720 円**
以後、30 分ごとに 1,150 円

4　管理日誌の提出
「管理日誌」を必ず記入し、スポーツ課(町体育館)に提出してください。

屋外施設

上半期分　　４～９月分　10 月 10 日までに提出
下半期分　　10～３月分　４月(予定)の学校開放連絡会までに提出
※　通知文は出しませんが、提出期限を守ってください。

屋内施設（体育館、飛翔館、武道場）
・室内を利用する団体は、施設に備え付けファイルの「施設利用簿」を毎回記入してください。

5　利用の中止について
学校行事や地区行事、年末年始の施設休館日、台風接近などによる暴風警報発令時などにより、学校開放が中止となることがあります。
４月の時点で分かっている行事については連絡会でお知らせしますが、これ以降の行事については、次の順で連絡します。

(１)学校行事による中止の連絡順
学校　→　スポーツ課　→　団体代表者　→　各団体登録員
(２)地区行事による中止の連絡順
各地区コミュニティセンター　→　学校　→　スポーツ課　→
→　団体代表者　→　各団体登録員
(３)年末年始による休館日(町内小中学校の体育施設対象)
12 月 28 日～１月４日は屋内体育施設､屋外体育施設ともに使用できません。
(４)警報発令時
ア　東浦町を含む地域に暴風、津波又は特別警報発令時
警報解除の２時間後からは使用可能です。(学校の都合により使用中止となることがあります。)午後５時までに警報が解除されない場合、それ以降の開放は中止とします。支払い済みの使用料は、翌月分へ振り替えます。
イ　大雨警報等異常気象発生時
各団体で判断してください。(ただし、スポーツ課・学校の判断により中止の場合があります。)
ウ　東浦町又は周辺地域において震度５弱以上の地震発生

6　登録団体による定期的な活動日以外の利用について
原則として、年間登録申請の日で活動してください。その他の曜日や時間で、活動希望がありましたら、まずは団体代表者がスポーツ課へ連絡をしてください。

スポーツ課から学校に確認をします。

7　構成員の変更(増減)について
　学校開放施設を利用できるのは、登録団体員のみです。団員の増減変更があった場合は、「様式３　開放施設利用団体登録者変更届」を随時提出してください。

8　学校との連携について
ア　不審者や異常(火災・ガラスの破損など)を発見したら、速やかに警察(110)消防署(119)・学校へ連絡をする。
イ　学校と調整を取りながら、トイレ清掃や草取りなどを計画する。

施設利用についての注意事項

　多くの方に気持ちよく利用していただくため、利用者は施設・設備を大切にしなければなりません。
　マナーを守り、他の利用者に迷惑を掛けないように心掛けてください。

- 利用時間は、準備から片付けを含めて許可時間内とします。
- 屋内施設については、カギを貸与しますが、利用目的以外には絶対に使用せず、きちんと管理してください。万が一、カギを紛失した場合には早急に学校、町体育館へ連絡してください。
- 駐車スペースが限られているため、できるだけ乗り合わせを実行し、路上駐車は絶対にしないでください。
- 体育館利用団体は、体育館用シューズを使用し、体育館入り口で履き替えてください。
- 活動する前・終了後には必ず体操をし、ケガの予防に努めてください。
- 施設の電気関係(スイッチ、コンセント、プレーヤー、アンプ等）、消火器及び消火施設は、必要な時以外にはふれないでください。
- ＡＥＤ設置場所・利用等については学校へ確認してください。
- 他人に危害を及ぼす、もしくは迷惑となる物品・動物の類を携帯、あるいは連行しないでください。
- 飲食は慎んでください。また、**学校敷地内は禁酒・禁煙**です。
- ゴミ等の後始末については、利用団体で**ゴミ入れを持参して必ず持ち帰り**、校内のゴミ入れ等には絶対に入れないでください。また、施設の清掃、戸締まり、後片付け、消灯については利用者全員で行ってください。なお、敷地内へ持ち込んだものは利用者が必ず持ち帰ってください。
- 学校の器具の破損もしくは異変に気がついた場合は、速やかにスポーツ課(町体育館)へ連絡してください。

※器具を破損した場合、原則として原因者負担とします。(不注意による破損等は、スポーツ安全保険に加入していれば適用される場合があります。)

※連絡先　町体育館(夜９時まで)　TEL　0562-83-8333　FAX　0562-84-2203

- 屋内施設のどん帳・暗幕類は特別な場合以外は使用しないでください。また、許可無くステージやキャットウォークへあがらないでください。利用施設以外の立ち入りは禁止します。
- 開放施設の倉庫は、管理運営上支障が無いように利用してください。団体所有の私物については、各団体で責任をもって管理をしてください。（学校の許可なく、開放施設に置きっぱなしにしない。）
- **施設利用後は、器具等をもとの状態に戻してください。**
- **屋内施設利用後はモップがけ**をし、清掃してください。**屋外施設の利用後はレーキ等をかけ、入念に整備**をしてください。
- 屋外施設利用について、降雨後や運動場の状況が悪い時は、学校のことも考慮し、利用を中止または運動場整備をしっかり行ってください。
- **責任者は、利用者に「手引き」の内容、学校・スポーツ課からの連絡事項の周知徹底を図ってください。**

学校体育施設利用者から新型コロナウイルス感染症が発生した場合、全小中学校の施設開放が中止になる可能性があります。

また、クラスター（集団感染）が発生した場合は、小中学校の休校にもつながりかねません。

各利用団体でアルコール消毒やハンドソープ等を用意のうえ、**こまめな手指消毒を徹底**する等、**新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底してください。**

施設利用の注意事項に違反、もしくは厳守しなかった場合は、

施設の利用停止、もしくは利用許可を取り消します。

お互い気持ちよく利用するためにマナー・モラルを守ってご利用ください。

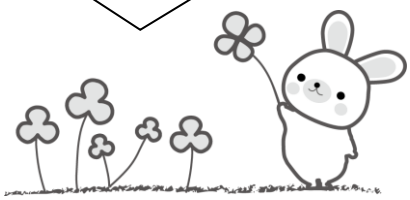

東浦町教育委員会スポーツ課(東浦町体育館内)
〒470-2104 東浦町大字生路字狭間 80
TEL 0562-83-8333 FAX 0562-84-2203